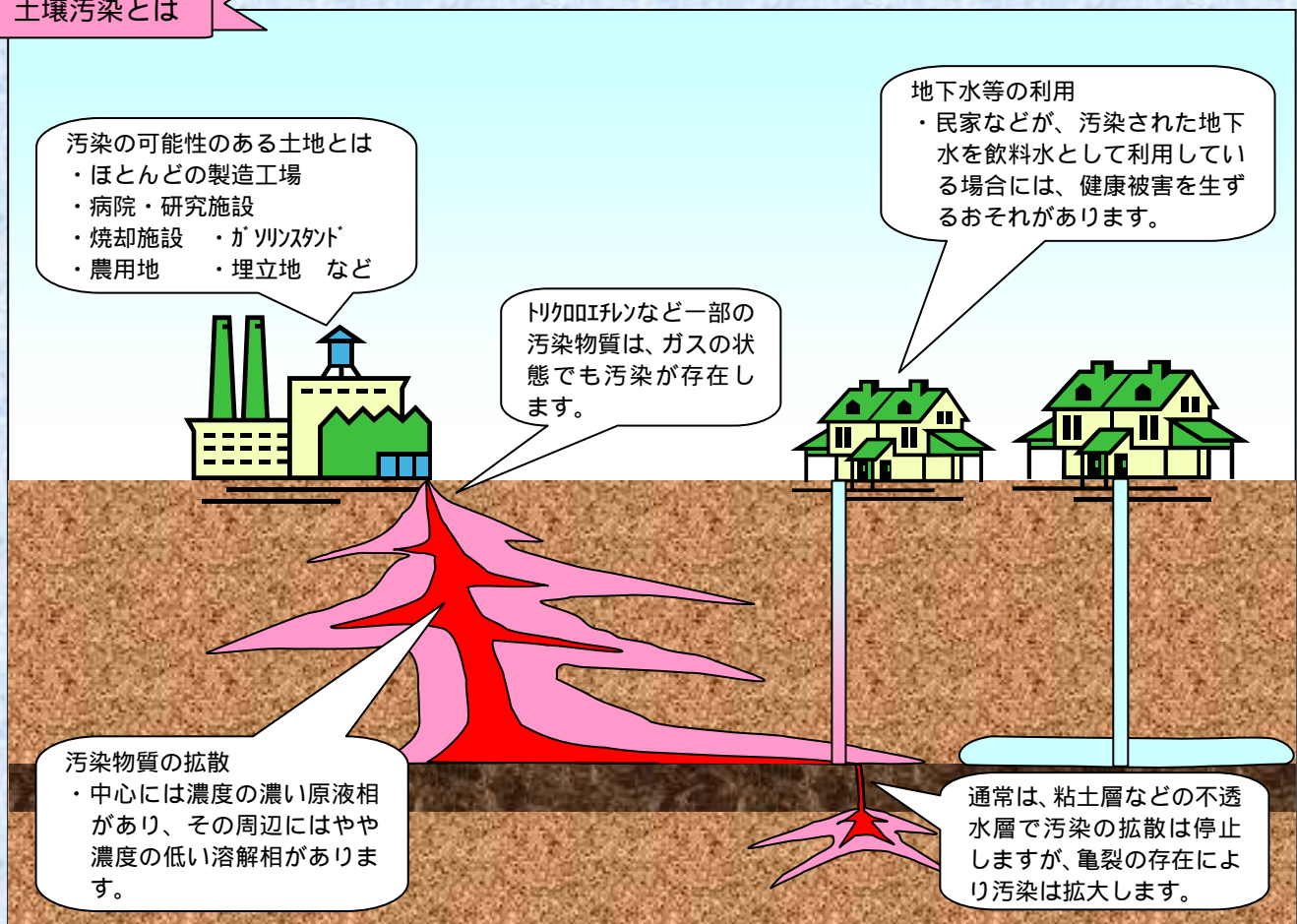


土壤汚染調査のご案内

- ・事業団は、土壤汚染対策法に定める指定調査機関です。
(指定番号：環 2003-2-436)
- ・お客様の秘密保持には万全を期しています(契約の締結)
- ・専門機関として、幅広いニーズにお応えします。

土壤汚染とは



有害物質とは

・土壤汚染対策法では、土壤に含まれることに起因して健康被害を生ずるおそれがあるものとして、全25物質を指定しています(法律では、「特定有害物質」と呼びます)。特定有害物質には、以下の物質が含まれます。

第一種特定有害物質(11物質)	第二種特定有害物質(9物質)	第三種特定有害物質(5物質)
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀(アルキル水銀)、セレン、ふっ素、ほう素	有機燐、PCB、シマジン、チウラム、チオベンカルブ

土壌汚染調査の流れ

- ・通常の土壌汚染調査では、秘密保持契約の締結の後に、以下に示すフェーズ1~3に従って、調査を実施します。その他、ご相談の内容に応じて、個々の調査仕様をご提案致します。Phase1~3の具体的な調査内容は以下のとおりです。

フェーズ1(土地利用履歴調

フェーズ1では、調査対象地の利用状況に関する過去からの情報を収集し、当該地における土壌汚染の可能性の有無を調査します。具体的には、

- ・登記簿
- ・航空写真
- ・地図(住宅地図)
- ・行政機関資料
- など

を精査し、過去において、特定有害物質を製造、使用又は処理した履歴が無いかをチェックします。



フェーズ2(土壌診断調査)

フェーズ2では、土壌診断調査を実施します。フェーズ1の結果に従い、調査対象地を、汚染のおそれがある土地、汚染のおそれが少ない土地、汚染のおそれがない土地、の3つに分類し、適切な調査地点数を決定し、調査を実施します(は調査の必要性無し)。汚染が発見された時には、汚染源絞り込みのための詳細調査を実施し、汚染範囲を確定します。

フェーズ3(土壌浄化対策)

フェーズ3では、フェーズ2で確定した汚染源情報をもとに、汚染物質の拡散防止や浄化を行うために最も適切な方法をご提案し、対策を講じます。



- お問い合わせ -

財団法人三重県環境保全事業団

調査部 環境調査課 寺澤、北村まで

〒510-0304 三重県津市河芸町上野 3258 番地

TEL 059 - 245-7509 FAX 059 - 245-7519